

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、  
アメリカ合衆国協定適用牛肉並びに英国協定適用牛肉の輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項及び第5項の規定に基づき、令和6年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉並びに英国協定適用牛肉の輸入数量を下記のとおり公表する。

記

○環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量：660,800トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	19,390 トン	641,410 トン	令和6年4月17日
	中旬	29,372 トン	631,428 トン	令和6年4月26日
	下旬	40,149 トン	620,651 トン	令和6年5月9日
5月	上旬	52,012 トン	608,788 トン	令和6年5月17日
	中旬	59,535 トン	601,265 トン	令和6年5月27日
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の3の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量にはオーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量を含む。

○欧州連合協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量：48,167トン

月	旬	累計輸入数量	累計輸入数量	公表日
4月	上旬	242 トン	47,925 トン	令和6年4月17日
	中旬	412 トン	47,755 トン	令和6年4月26日
	下旬	462 トン	47,705 トン	令和6年5月9日
5月	上旬	552 トン	47,615 トン	令和6年5月17日
	中旬	582 トン	47,585 トン	令和6年5月27日
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の37の項に掲げる物品。  
 ・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

○アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量①：261,360トン、輸入基準数量②：660,800トン

月	旬	累計輸入数量① (アメリカ合衆国協定 第一輸入数量※ <sup>1</sup> )	輸入基準数量①と 累計輸入数量① との差分	累計輸入数量② (アメリカ合衆国協定 第二輸入数量※ <sup>2</sup> )	輸入基準数量②と 累計輸入数量② との差分	公表日
4月	上旬	11,906 トン	249,454 トン	31,297 トン	629,503 トン	令和6年4月17日
	中旬	17,683 トン	243,677 トン	47,055 トン	613,745 トン	令和6年4月26日
	下旬	22,306 トン	239,054 トン	62,455 トン	598,345 トン	令和6年5月9日
5月	上旬	28,569 トン	232,791 トン	80,581 トン	580,219 トン	令和6年5月17日
	中旬	32,337 トン	229,023 トン	91,872 トン	568,928 トン	令和6年5月27日
	下旬	-	-	-	-	
6月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
7月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
8月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
9月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
10月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
11月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
12月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
1月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
2月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
3月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の44の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

※1 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量。

※2 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量と環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量との合計数量。

○英国協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量：48,167トン

月	旬	累計輸入数量	累計輸入数量	公表日
4月	上旬	323 トン	47,844 トン	令和6年4月17日
	中旬	493 トン	47,674 トン	令和6年4月26日
	下旬	543 トン	47,624 トン	令和6年5月9日
5月	上旬	634 トン	47,533 トン	令和6年5月17日
	中旬	664 トン	47,503 トン	令和6年5月27日
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

- 【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の51の項に掲げる物品。  
 ・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。  
 ・輸入数量には欧州連合協定適用牛肉の輸入数量を含む。